

マスク着用義務化

○各施設等におけるマスク着用の義務化

２４日、チュニジア政府は感染予防のため、下記施設（室内外不問）におけるマスク着用を義務づける２１日付保健省令を官報で発表しました。違反者には禁固６ヶ月及び１２０ＤＴの罰金が科せられる可能性があります。

- ・（公私）医療機関
- ・（公私）教育機関
- ・幼稚園、保育園、託児所
- ・交通機関
- ・商業施設
- ・スポーツ、文化、娯楽施設
- ・モスク、宗教施設
- ・役所、会社
- ・空港、港、駅

上記施設等でマスク着用を怠らないなど、感染予防に引き続きご注意ください。

参考：厚生労働省ＨＰ 水際対策の抜本的強化

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q2-1

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全ＨＰ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館ＨＰ 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

「たびレジ」変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

令和2年8月26日

在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話 : +216-71-791-251/ 792-363/ 793-417